

湯河原町給水停止取扱規程を次のように定める。

令和6年3月29日

湯河原町公営企業管理者 涌井信明



湯河原町公営企業管理規程第4号

湯河原町給水停止取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、水道法（昭和32年法律第177号）第15条第3項及び湯河原町水道事業給水条例（平成10年湯河原町条例第11号）第35条第1号の規定に基づき、水道料金の滞納に係る給水停止の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(督促)

第2条 湯河原町公営企業管理者（以下「管理者」という。）は、湯河原町水道事業給水条例施行規程（平成23年湯河原町公営企業管理規程第14号）第14条に規定する納期限を経過してもなお納入しない者に対し、納入期限を定め督促するものとする。

(給水停止の対象)

第3条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する者を給水停止対象者としてすることができる。

- (1) 水道料金の納期限後3月以上経過してもなお滞納がある者
- (2) 水道料金の納期限後3月未満の滞納であっても、その徴収の時期を失すると徴収し得ないと判断できる者
- (3) 転居等により、現に水道を使用していない者
- (4) その他管理者が特に必要と認めた者

(給水停止の予告)

第4条 管理者は、給水停止対象者に対し給水停止を執行するときは、事前に滞納水道料金の納入の期限（以下「指定期限」という。）を定めた給水停止予告通知書（様式第1号）により、給水停止を予告するものとする。

(給水停止の通知)

第5条 管理者は、指定期限までに滞納水道料金を納入しない者に対し、給水停止執行年月日を定めた給水停止通知書（様式第2号）により給水停止を通知するものとする。ただし、第3条第3号に規定する者については、前条の手続を省略して給水停止を通知することができる。

(給水停止)

第6条 管理者は、給水停止を通知してもなお納入のない者に対し、前条の給水停止通知書により指定した給水停止執行年月日に給水停止を行い、給水停止執行通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(給水停止の猶予)

第7条 管理者は、給水停止対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、給水停止を猶予することができる。

- (1) 滞納水道料金の一部を納入し、かつ、残額について納入誓約書(様式第4号)を提出したとき。この場合において、特別の事情があるときを除き、水道料金の残額の分納期間は、当該水道料金の一部を納入した日から1年を超えることができないものとする。
- (2) 災害その他の理由により、滞納水道料金を納入することが困難であると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が特に必要と認めるとき。

(給水停止の猶予の取消し)

第8条 管理者は、前条第1号の規定により給水停止の猶予を受けた者が、同号の納入誓約書の誓約内容に違反したとき又は前条第2号若しくは第3号に該当する者が、状況等の変化によりその猶予を継続することが適当でないと認められるときは、その猶予を取り消すものとする。

2 前項の規定により給水停止の猶予の取消しをするときは、給水停止執行年月日を定めた給水停止猶予取消通知書(様式第5号)により、給水停止の猶予の取消し及び給水停止を通知するものとする。

3 給水停止の猶予を取り消し、給水停止を通知してもなお納入のない者に対し、前項の給水停止猶予取消通知書により指定した給水停止執行年月日に給水停止を行い、給水停止執行通知書により通知するものとする。

(給水停止の解除)

第9条 管理者は、第6条及び前条第3項の規定により給水停止を受けた者が次のいずれかに該当するときは、給水停止を解除するものとする。

- (1) 滞納水道料金を完納したとき。
- (2) 第7条の規定により給水停止の猶予を受けたとき。
- (3) その他特に管理者が必要と認めるとき。

2 前項の規定により給水停止を解除したときは、給水停止解除通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、給水停止に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(湯河原町給水停止取扱規程の廃止)

2 湯河原町給水停止取扱規程（平成23年湯河原町公営企業管理規程第16号）は、
廃止する。

(経過措置)

3 この規程の施行の日前までに、前項の規定による廃止前の湯河原町給水停止取扱規程の規定によりなされた給水停止、手続その他の行為は、なお従前の例による。

様式第1号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様
お客様番号

湯河原町公営企業管理者 印

給水停止予告通知書

あなたの滞納水道料金等につきまして、督促等によりお知らせをし、納入をお願いしておりましたが、いまだに納付されていません。

つきましては、次の指定期限までに納入されない場合は、湯河原町水道事業給水条例第35条の規定により、給水を停止することになりますので通知します。

- 1 水 栓 番 号
- 2 給水装置設置場所
- 3 滞納水道料金等 円
- 4 指 定 期 限 年 月 日
- 5 納 付 場 所

様式第2号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様
お客様番号

湯河原町公営企業管理者 印

給水停止通知書

湯河原町水道事業給水条例第35条の規定に基づき次のとおり給水を停止しますので通知します。

- 1 給水停止執行年月日 年 月 日
- 2 水 栓 番 号
- 3 給水装置設置場所
- 4 給水停止の理由 水道料金等未納のため
- 5 滞納水道料金等 円

再三の通知等にもかかわらず水道料金等のお支払がないため、お客様が上記執行日に御不在であっても、御使用中の水道の給水停止を執行します。

様式第3号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様
お客様番号

湯河原町公営企業管理者 印

給水停止執行通知書

湯河原町水道事業給水条例第35条の規定により、給水停止を執行しましたので、次のとおり通知します。

- 1 給水停止執行日時 年 月 日 時 分
- 2 水 栓 番 号
- 3 給水装置設置場所
- 4 滞納水道料金等 円

様式第5号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様
お客様番号

湯河原町公営企業管理者 印

給水停止猶予取消通知書

納入誓約書により誓約された滞納水道料金等が、誓約納入期限を過ぎても納入されておりません。

つきましては、湯河原町給水停止取扱規程第8条第1項の規定により、給水停止の猶予を取消し、湯河原町水道事業給水条例第35条の規定に基づき次とおり給水を停止しますので通知します。

- 1 給水停止執行年月日 年 月 日
- 2 水 栓 番 号
- 3 給水装置設置場所
- 4 給水停止の理由 水道料金等未納のため
- 5 滞納水道料金等 円

様式第6号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様
お客様番号

湯河原町公営企業管理者 印

給水停止解除通知書

年 月 日付け 第 号で執行した給水停止は、次のとおり解除しましたので通知します。

- 1 給水停止解除日時 年 月 日 時 分
- 2 水 栓 番 号
- 3 給水装置設置場所